

サービスが始まります

たな保育サービスの提供を始めます。

健康福祉課子育て支援室 ☎② 1 1 8 4

地域で支え合う子育て支援

とばファミリーサポートセンター

地域の中で安心して子育てができるよう、4月1日から、「とばファミリーサポートセンター」を開設し、会員を集めます。

ファミリーサポートセンターって？

「育児の援助を引き受けてくれる人（提供会員）」と「育児の援助を受けたい人（利用会員）」が会員になり、地域の中で助け合いながら子育てをする有償のボランティア活動です。市が、NPOえくぼキッズに委託して運営します。

会員の種類

提供会員

- ・市内にお住まいで、20歳以上の健康な方
- ・地域の子育て支援、相互援助活動について理解し、賛同していただける方
- ・子どもが好きな方

利用会員

- ・市内にお住まいで、生後6か月から小学6年生までのお子さんがいる方
- ・両方会員
- ・利用会員として子どもを預

かってもらい、ときには協力会員として預かることも可能

会員になるためには

提供会員のかたは、「保育サービス講習会」、利用会員のかたは、「入会説明会」に参加していただきます。
入会金や会費は無料です。

どんなときに利用できるの？

- ★保育所・幼稚園・学校・児童保育の送り迎えをしてほしいとき
 - ★保育所・幼稚園・学校の開始前や終了後に子どもを預かってほしいとき
 - ★保育所・幼稚園・学校が休みで子どもを預かってほしいとき
 - ★冠婚葬祭、子どもの学校行事や買物などで保護者が外出したいとき
 - ★保護者が病気や急用のとき
- そのほか援助を必要とするときは、ご相談ください。

利用できる時間や料金は？

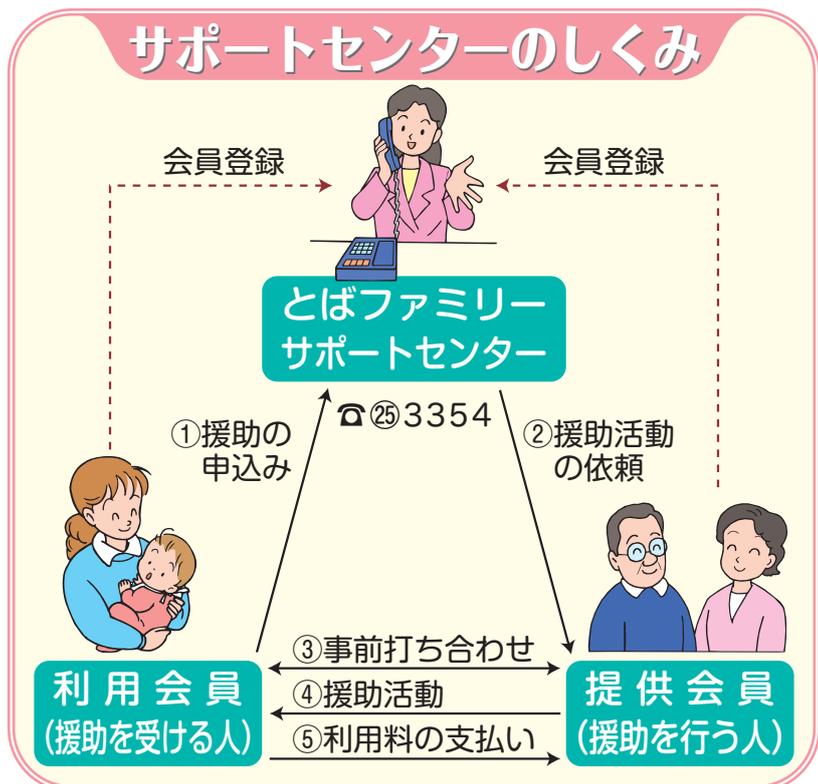
援助の活動ができる時間は、午前7時から午後9時まで

です。利用される際の料金は次表のとおりです。

区分	料金 (1時間あたり)	
平日	午前7時～午後7時	700円
	上記以外	800円
土曜・日曜日、休日		

※兄弟姉妹を預ける場合、2人目からは半額となります。
※利用会員が提供会員に支払います。

サポートセンターのしくみ



援助を行う場所は、原則提供会員の自宅です。ただし、子どもの状況により、利用会員の自宅に提供会員が出向いて活動することもあります。

申し込みや問い合わせは、NPOえくぼキッズ（鳥羽市鳥羽一丁目20-5えくぼ保育所内 ☎②3354）へお願いします。



応援します！あなたの子育て

4月から 新しい子育て支援

市では、こどもの健やかな成長と子育て家庭を支援するために、専門施設に委託して新



実施施設 えくほ保育所（鳥羽市鳥羽一丁目20-5）
☎ 3 3 5 4

対象年齢 市内にお住まいの満1歳～小学校就学前

保育時間 午前7時30分～午後5時30分

利用定員 3人

休日 ご利用の際に施設に問い合わせてください。

利用料金 1・2歳…1日2,500円・半日1,250円
3歳以上…1日2,000円・半日1,000円

利用方法 ご利用前に予約が必要です。印鑑を持ってえくほ保育所へ申し込んでください。

「保護者の就労、職業訓練などの理由により、ご家庭での保育が断続的に困難となるとき」や「保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため」に、週3日を限度として利用できます。

「どんととき利用できないの？」

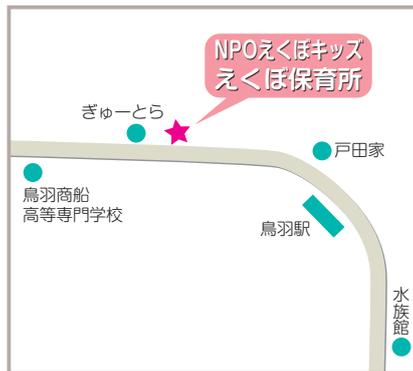
★「保護者の就労、職業訓練などの理由により、ご家庭での保育が断続的に困難となるとき」や「保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消するため」に、週3日を限度として利用できます。

一時保育って？

保護者のかたが、就労や病気、入院などで一時的に家庭で保育することが困難となる場合などにお子さんをお預かりして保育する制度です。

急な用事ができたときなどに「一時保育をご利用ください」

★保護者の病気、通院、出産、看護、冠婚葬祭などの理由で、急に保育が必要になったときは、月14日間を限度として利用できます。



実施施設 よいこ病児保育室（志摩市阿児町鵜方3009-23 志摩こどもの城クリニック2階）
☎ 0 5 9 9 ☎ 0 4 1 5

対象年齢 生後6か月～小学校6年生

利用時間 午前8時30分～午後5時30分

利用定員 4人程度

休日 土曜・日曜日、祝日、志摩こどもの城クリニックが臨時休診の日

利用料金 1日2,000円、半日1,000円程度
※ほかに食事、おやつ、飲み物などの実費負担があります。

利用方法 原則、事前登録が必要です。また、ご利用前には予約してください。

「預かってもらえない状態は？」

★ 一般に風邪と呼ばれる状態

★ 骨折、やけど、外傷などの外科的疾患で保育可能な状態

★ ましん（状態による）、風し

「預かってもらえない状態は？」

★ 一般に風邪と呼ばれる状態

★ 骨折、やけど、外傷などの外科的疾患で保育可能な状態

★ ましん（状態による）、風し

病児保育って？

お子さんが病気や病気の回復期で保育所に通わせることができないときや、在宅で育児をしている保護者のかたがやむを得ない理由でお子さんの看護、保育ができないときに医療機関で一時的に保育をすることです。

こどもの急な病気で困ったときに「病児保育をご利用ください」

★そのほか担当医が利用可能と判断した状態

★保護者の病気、通院、出産、看護、冠婚葬祭などの理由で、急に保育が必要になったときは、月14日間を限度として利用できます。

